

ご存知ですか？「公売」

公売って何？

公売とは、国税局又は税務署が差し押さえた財産を滞納国税に充てるため、広く不特定多数の買受希望者を募り、入札又は競り売りの方法によって売却することをいいます。

公売では、買受後の返品が認められないほか、品質・機能について保証がないため、一般的に市場価格より低い見積価額が設定されています。

※ 見積価額とは、公売財産の売却価額の最低額を示すものです。

誰が参加できるの？

次に該当する方を除き、**原則としてどなたでも参加できます。**

- ・ 公売財産を所有する滞納者
- ・ 国税庁、国税局、税務署の職員
- ・ 公売への参加を制限されている方

※ 公売財産(農地等)によっては、一定の資格が必要となる場合があります。

どのような財産があるの？

土地・建物といった**不動産**のほか、**宝飾品、美術品、家電製品、自動車**など、様々な種類の財産を公売しています。

公売はどこでやっているの？

公売は、全国の国税局や税務署の**公売会場**で行うほか、**インターネット公売**や、郵送で入札を受け付ける**期間入札**を行う場合もあります。

インターネット公売や期間入札は、遠隔地の公売会場に出向かなくとも、公売に参加していただけます。

※ 国税庁ホームページでは、インターネット番組「**Web-TAX-TV**」で、インターネット公売の参加方法などを紹介しています。

【番組名： **あなたもはじめてみませんか、インターネット公売**】

注意点は？

公売では、財産を**現況のまま**売却しますので、不動産については、登記簿による権利関係の確認と、実際に現地に行って財産を確認されることをお勧めします。

動産については、**下見会**を開催する場合がありますので、国税庁ホームページで日程等をご確認の上、実際にご自身の目で確認されることをお勧めします。

公売財産や公売予定日等の詳細に関しましては、
国税庁ホームページ【公売情報】

(www.koubai.nta.go.jp)でご確認ください。

手続の詳細については、公売を実施する国税局又は税務署にお問い合わせください。

皆様のご参加お待ちしております。